

県民の皆様へのお詫び

岩手県民の皆様には日頃建設産業の発展に関しご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月23日公正取引委員会から、県発注の建築工事において独占禁止法違反が行われたとして、多数の県内建設業者に対し、排除措置命令を主な内容とする審決が出されました。

対象の建設業者におきましては、自らの潔白を主張してきたところですが、このような審決が出されたことについて、対象建設業者の多くを会員として擁する岩手県建設業協会としては、重く受け止めております。

建設産業は技術の研鑽による良質な社会資本の整備のほか、雇用の場の提供、地域経済の活性化や災害対策などの地域貢献を通じ、地域の基幹産業として重要な役割と責務を負っているところであります。

このような重要な役割と責務を負っているにもかかわらず、今般、このような審決が出されたことは、多くの県民に不信と疑念を抱かせる極めて重大な不祥事であると存じ、深く反省しお詫び申し上げる次第であります。

建設産業界といたしましては、関係法令の遵守・企業倫理の高揚に努め、企業・業界の在り方を抜本的に改善するとともに、県民の信頼を回復し、県民生活の安定向上と地域経済の発展に貢献できるよう、渾身の努力を重ねて参りたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、以上のような状況をお汲み取りいただき、今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月29日

社団法人岩手県建設業協会

会長 宮城 政章